改正後（案）	現行	備考
建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領	**建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領**	
１　目的 国土交通省では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めており、その一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、職場環境の改善をしている。 新潟県においても国土交通省の運用に準じて「快適トイレ」の試行を行っている。 こうした動きを踏まえて新潟市においても、ワーク・ライフ・バランスの推進により職場環境の改善が図られ、女性のさらなる活躍や新たな入職者の増加につながるなど、担い手の確保に寄与すると考えられることから、建設現場への快適トイレ設置を本要領により試行する。	**１　目的** 国土交通省では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めており、その一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、職場環境の改善をしている。 新潟県においても国土交通省の運用に準じて「快適トイレ」の試行を行っている。 こうした動きを踏まえて新潟市においても、ワーク・ライフ・バランスの推進により職場環境の改善が図られ、女性のさらなる活躍や新たな入職者の増加につながるなど、担い手の確保に寄与すると考えられることから、建設現場への快適トイレ設置を本要領により試行する。	
２　試行対象工事 （削除） 当初設計額１億円以上の工事（※）を試行対象とする。 ただし、工場製作などの屋内作業が主となる工事を除く。 ※）快適トイレの費用を計上する前の税込設計額 （削除）	**２　試行対象工事** 以下の何れかに該当する場合に試行対象とする。 （１）当初設計額１億円以上の工事（※） ただし、工場製作などの屋内作業が主となる工事を除く。 ※）快適トイレの費用を計上する前の税込設計額 （２）女性技術者の配置を参加資格要件とする工事	
３　快適トイレの仕様 快適トイレには以下の仕様があるが、本工事でいう「快適トイレ」は、このうち「（１）快適トイレに求める標準仕様」「（２）快適ト	**３　快適トイレの仕様** 快適トイレには以下の仕様があるが、本工事でいう「快適トイレ」は、このうち「（１）快適トイレに求める標準仕様」「（２）快適ト	

イレとして活用するために備える付属品」を全て満たすものとする。 「（３）推奨する仕様、付属品」については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。 （１）快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】 ① 洋式便座 ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） ③ 臭い逆流防止機能 ④ 容易に開かない施錠機能 ⑤ 照明設備 ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg 以上） （２）快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】 ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置） ⑩ 鏡付きの洗面台 ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品 （３）推奨する仕様、付属品【より快適となるもの（任意）】 ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない） ⑬ 擬音装置（機能を含む） ⑭ 着替え台 ⑮ 臭気対策機能の多重化 ⑯ 室内温度の調整が可能な設備 ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）	イレとして活用するために備える付属品」を全て満たすものとする。 女性が現場で働く場合および説明会等で女性の利用が見込まれる場合は、男女別で各１台設置する。 （１）快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】 ① 洋式便座 ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） ③ 臭い逆流防止機能 ④ 容易に開かない施錠機能 ⑤ 照明設備 ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg 以上） （２）快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】 ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置） ⑩ 鏡付きの洗面台 ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品 （３）推奨する仕様、付属品【より快適となるもの　任意】 ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない） ⑬ 擬音装置（機能を含む） ⑭ 着替え台 ⑮ 臭気対策機能の多重化 ⑯ 室内温度の調整が可能な設備 ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）	

（4）快適トイレの導入に当たっての配慮事項について 女性用トイレを設置する場合は、建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、別紙「快適トイレの導入に当たっての配慮事項について」を配慮する。	（4）快適トイレの導入に当たっての配慮事項について 女性用トイレを設置する場合は、建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、別紙「快適トイレの導入に当たっての配慮事項について」を配慮する。	
4 試行の流れ 【発注時】 （1）発注者は、試行対象工事を発注する場合は、設計書に「建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書」を添付する。 【試行工事の契約後から竣工まで】 （2）受注者は、快適トイレを設置する場合は、施工計画書作成前に打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 受注者が快適トイレを設置しない場合は、本試行要領によらず施工する。 （3）受注者は、快適トイレを設置する前に施工計画書等に設置概要を記載し、監督員へ提出する。また、様式１「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出する。 （4）監督員は、提出された資料をもとに、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。 （5）受注者は、快適トイレを現場に設置した後、様式２「快適トイレ設置報告書」の電子データを監督員に提出する。 （6）監督員は、設置された快適トイレを現場（やむをえない場合は机上）にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。 （7）受注者は、快適トイレに要した費用が確定したら、見積りを監督員に提出する。	**4 試行の流れ** 【発注時】 （1）発注者は、試行対象工事を発注する場合は、設計書に「建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書」を添付する。 【試行工事の契約後から竣工まで】 （2）受注者は、快適トイレを設置する場合は、施工計画書作成前に打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 受注者が快適トイレを設置しない場合は、本試行要領によらず施工する。 （3）受注者は、快適トイレを設置する前に施工計画書等に設置概要を記載し、監督員へ提出する。また、様式１「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出する。 （4）監督員は、提出された資料をもとに、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。 （5）受注者は、快適トイレを現場に設置した後、様式２「快適トイレ設置報告書」の電子データを監督員に提出する。 （6）監督員は、設置された快適トイレを現場（やむをえない場合は机上）にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。 （7）受注者は、快適トイレに要した費用が確定したら、見積りを監督員に提出する。	

（８）監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。（積算方法は「５　積算」による） （９）監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。 （１０）受注者が快適トイレを現場に設置した後、監督員は、「快適トイレ設置報告書」の電子データ（Excel）を技術管理課へ提出する。 **５　積算** （１）快適トイレに要する費用は、当初計上しない。 （２）受注者から提出された、快適トイレに要した費用の見積りをもとに、通常トイレとの差額を変更設計書に費用計上する。（以下条件に注意） ①差額は 57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上する。 ②設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。 ※１：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を除した額 （３）運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとする。 （４）（２）の費用上限を超える場合は、監督員と協議を行うものとし、以下のとおりとする。 土木工事の場合は、現場環境改善費（率分）の営繕関係の対象としてもよい。 ＊ 現場環境改善費を当初計上していない場合であっても、現場環境改善費の率計上分を実施することが可能であれば、変更時	（８）監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。（積算方法は「５　積算」による） （９）監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。 （１０）受注者が快適トイレを現場に設置した後、監督員は、「快適トイレ設置報告書」の電子データ（Excel）を技術管理課へ提出する。 **５　積算** （１）快適トイレに要する費用は、当初計上しない。 （２）受注者から提出された、快適トイレに要した費用の見積りをもとに、通常トイレとの差額を変更設計書に費用計上する。（以下条件に注意） ①差額は 51,000 円／基・月を上限とする。 ②男女別で１基ずつ設置した場合は、２基まで費用計上する。（男・女トイレ設置で、差額上限は 102,000 円／２基／月） （３）（２）の費用上限を超える場合は、監督員と協議を行うものとし、以下のとおりとする。 土木工事の場合は、現場環境改善費（率分）の営繕関係の対象としてもよい。 ＊ 現場環境改善費を当初計上していない場合であっても、現場環境改善費の率計上分を実施することが可能であれば、変更時	

に現場環境改善費を計上することができる。 建築工事の場合は、工事費に占める快適トイレの費用が過大でないか等に留意し、可能な範囲で仮設建物費の現場環境改善費用として積み上げ計上することができる。 （削除）	に現場環境改善費を計上することができる。 建築工事の場合は、工事費に占める快適トイレの費用が過大でないか等に留意し、可能な範囲で仮設建物費の現場環境改善費用として積み上げ計上することができる。 （４）「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。	
（５）計上の対象とする期間は、快適トイレを設置した実績期間とし月単位で計上する。なお、１月未満の計上数は以下の計算式を用いて算出（小数第２位を切り捨てし第１位まで）する。 （算定式）設置日数÷30（1 月当り日数）	（５）計上の対象とする期間は、快適トイレを設置した実績期間とし月単位で計上する。なお、１月未満の計上数は以下の計算式を用いて算出（小数第２位を切り捨てし第１位まで）する。 （算定式）設置日数÷30（1 月当り日数）	
６　適用 （１）本試行要領は、令和８年１０月３０日以降、入札の公告または指名の通知を行う工事から適用する。 （２）試行を行う場合の工事成績評定での評価については対象外とする。 （試行対象外の工事については、工事成績評定の対象とする。）	**６　適用** （１）本試行要領は、令和６年１０月３０日以降、入札の公告または指名の通知を行う工事から適用する。 （２）試行を行う場合の工事成績評定での評価については対象外とする。 （試行対象外の工事については、工事成績評定の対象とする。）	

改正後（案）	現行	備考
快適トイレの導入に当たっての配慮事項について 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（８）に配慮することとする。 （１）原則 女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする （２）全般 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く （３）設置位置 女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する （４）動線の配慮 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする （５）ドアの向き 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないように、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする （６）照明 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする （７）室温 トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房や、扇風機等の設	**快適トイレの導入に当たっての配慮事項について** 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。 （追加） （１）全般 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く （２）設置位置 女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する （３）動線の配慮 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする （４）ドアの向き 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないように、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする （５）照明 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする （６）室温 トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房や、扇風機等の設	国・県に合わせ改正

備を備え付けるなどの配慮をする （８）性別の徹底 混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することの内容徹底する	備を備え付けるなどの配慮をする	

改正後（案）	現行	備考
建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行対象案件である。 試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 試行実施要領は新潟市ホームページから入手できる。 ただし、快適トイレの手配が困難である場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とすることができる。	**建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書** 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行対象案件である。 試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 試行実施要領は新潟市ホームページから入手できる。 ただし、快適トイレの手配が困難である場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とすることができる。	